

令和6年度「境界問題解決センターふくおか」事業計画

1 基本業務

弁護士との協働による相談業務及び調停業務を行う。

2 研修の充実

- (1) ADR委員による協議会の運営を行う。
- (2) 資質の向上を図るための研修会の開催や参加を行う。
- (3) 研修部との連携による設立20周年記念シンポジウムを行う。

3 広報活動の充実

- (1) 広報部との連携による広報活動を行う。
- (2) 県会ニュースや研修会等を利用した活動状況の報告を行う。
- (3) 官公署等へリーフレット等の配布を行う。
- (4) 随時リーフレットの変更等の検討を行う。

4 関連機関との連携・情報交換等

- (1) 法務局等との連携及び情報交換を行う。
- (2) 他のADR関係機関との連携及び情報交換を行う。

5 その他

- (1) ADR法改正等に伴う対応を行う。